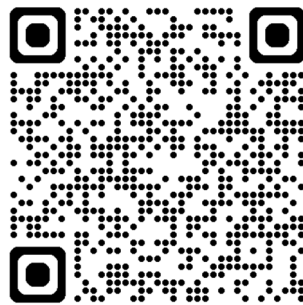


令和8年度毒物劇物取扱者試験受験案内

山 梨 県

【注意】

- 1 試験当日は次の事項を厳守してください。
 - (1) 発熱等の症状があり、感染症に罹患している方は、周囲の者に感染を広げないようにご配慮ください。
 - (2) マスク着用は個人の判断が基本となります。変更がある場合は山梨県ホームページ上※¹(<https://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/dokugeki.html>)に掲載しますので、パソコン又は携帯電話等で確認してください。
 - (3) 会場敷地内での私語等は謹んでください。
 - (4) 換気等により良好な試験環境を保てないことも考えられますので、室温の寒暖に対応できる服装で受験してください。
 - (5) 会場内のゴミ箱の使用は禁止します。ごみは必ず持ち帰ってください。
 - (6) 会場内では、食事はできません。（事前に会場の外で済ませて、お越しください。）
- 2 地震・災害・鉄道の遅れ等により、試験を延期等する場合や、注意事項をお知らせする場合は、山梨県ホームページ上※¹に掲載しますので、パソコン又は携帯電話等で確認してください。その場合、出願者への個別連絡は行いません。
なお、試験の延期等に伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については責任を負うことはできませんので、ご了承ください。
- 3 受験願書を受理した後は、納付された手数料については返還できませんので、上記の内容を十分にご承知のうえ、申請してください。



※1 山梨県毒物劇物取扱者試験ホームページ

1 試験日時

令和8年12月12日（土）午前10時から正午まで
午前9時30分までに集合してください。試験室への入室は午前9時からを予定しています。また、午前10時30分以降は、入室（受験）できません。

2 試験場所

ジットプラザ（甲府市高畑2-19-2）

＊注意 受験者数によっては他の会場での受験となる可能性があります。
試験場所については、受験票でご確認ください。

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 受験資格

学歴、年齢及び性別は問いません。

なお、次の方は、毒物劇物取扱責任者になることができますので、受験する必要はありません。

- (1) 薬剤師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校で、応用化学に関する学課を修了した者（ただし、化学に関する科目を所定の単位数以上に修得している者に限る。）

また、次の方は、試験に合格しても毒物劇物取扱責任者となることはできません。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

5 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則の別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則の別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験（筆記方式）

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則の別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同規則の別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

6 試験時間

科 目	試験時間
・毒物及び劇物に関する法規 ・基礎化学 ・毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法 ・実地試験（毒物及び劇物の識別及び取扱方法：筆記方式）	午前10時～正午

7 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 …… 1通

イ 住民票 …… 1通（本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載が無いもので、発行日から6ヶ月以内のものに限ります。）

ウ 写真 …… 1枚（提出前6ヶ月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの、写真の裏面に氏名を記入すること。）を、願書の写真欄にはがれないように貼付してください。

(2) 受験手数料

手数料の額 …… 10,500円

(3) 受験手数料の納付方法

次のいずれかの方法により納付してください。

ア POSレジ設置窓口における納付（現金またはキャッシュレス決済）

POSレジ設置窓口※²で納付連絡票を提示し、現金またはキャッシュレス決済により納付してください。レシートとともに発行される納付済証を受験願書の裏面に貼付してください。納付連絡票は※³県ホームページに掲載しています。

※2 POSレジ設置窓口

<https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kai/syousihaishi.html>

※3 納付連絡票

<https://www.pref.yamanashi.jp/documents/1069/noufurenrakuhyou.pdf>

イ 電子納付（「やまなしくらしねっと」を利用）

やまなしくらしねっとから、令和8年10月9日（金）までに、納付申請手続きを行ってください。※⁴受理した受験願書の内容とやまなしくらしねっとによる申請内容を確認後、県から案内メールを送付しますので、案内メールに記載された

期限までに納付を行ってください。

10月9日（金）までに納付申請がない場合又は県から送付される案内メールに記載された期限までに納付が無い場合は、出願を無効とします。

※4 やまなしくらしねっとからの電子納付の方法

<https://www.pref.yamanashi.jp/documents/1069/dennsinoufuannnai.pdf>

(4) 受験願書受付期間

令和8年9月28日(月)から10月9日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。受付期間終了後の申込みは一切受け付けません。県外在住の受験者で郵送による受付を希望する場合は書留郵便とし、令和8年9月28日(月)から10月2日(金)までの消印のあるものを有効とします。それ以外の消印のものについては、受け付けませんのでご注意願います。

(5) 受験願書提出方法及び提出先

持参又は書留郵便(県外在住の受験者のみ)により提出してください。

ア 持参による場合

- ① 甲府市在住の受験者……甲府市保健所 衛生薬務課 **☎055-237-2550**
(甲府市相生 2-17-1 健康支援センター2 号館 2 階)
- ② 甲府市以外の県内在住の受験者…各保健福祉事務所 (保健所)
 - 中北保健所 衛生課 **☎0551-23-3071**
(韮崎市本町 4-2-4 北巨摩合同庁舎 1 階)
 - 峡東保健所 衛生課 **☎0553-20-2751**
(山梨市下井尻 126-1 東山梨合同庁舎 1 階)
 - 峡南保健所 衛生課 **☎0556-22-8151**
(南巨摩郡富士川町鯉沢 771-2 南巨摩合同庁舎 2 階)
 - 富士・東部保健所 衛生課 **☎0555-24-9033**
(富士吉田市上吉田 1-2-5 富士吉田合同庁舎 1 階)
- ③ 県外在住の受験者…山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当 **☎055-223-1491**
(山梨県甲府市丸の内 1-6-1 (県庁本館 5 階))

イ 書留郵便による場合(県外在住の受験者のみ)

県外在住の受験者のみ山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当で受け付けます。

郵送先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 (県庁本館 5 階)

山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当

(封筒に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と明記してください。)

8 結果の発表及び合格証書の交付

(1) 試験結果の発表等

試験結果は、令和9年1月14日(木)午前10時に、合格者の受験番号を、山梨県

庁防災新館東側公報掲示板（スクランブル交差点付近）及び各保健福祉事務所（保健所）・甲府市保健所の掲示板に掲示するとともに、山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームページ上に掲載します。

なお、電話による可否の問い合わせには一切応じません。

(2) 合格証書の交付

合格証書は、令和9年1月15日(金)から1月22日(金)まで（土曜日、日曜日を除く。）、受験願書を提出した各保健福祉事務所（保健所）・甲府市保健所・衛生薬務課で交付します。

なお、合格証書の受領には、受験票が必要です。

交付時間は、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までです。

合格証書の郵送を希望する方は、合格を確認後、受験票及び530円分の切手（簡易書留料含む）を貼付した宛先明記の返信用封筒（角2号：A4版が入る大きさの封筒）を同封のうえ、封書で受験願書提出先に申し込んでください。

9 得点の開示

(1) 受験者本人が、合格発表の日（令和9年1月14日(木)）から1か月間（2月12日(金)まで。（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分（発表当日は午前10時から）から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、科目別得点及び総合得点を、山梨県福祉保健部衛生薬務課において、簡易な手続により試験科目別得点及び総合得点について提供の申出を行うことができます。

(2) 受験票及び身分証明書等の受験者本人であることが確認できるものを持参してください。

10 注意事項

(1) 受験手続き

- 令和8年3月31日をもって山梨県収入証紙の使用は終了しています。
- 甲府市保健所にはPOSレジの設置はありませんので、甲府市保健所では納付済証は発行できません。POSレジ設置窓口のある所属で事前に納付するか、もしくは電子納付をご利用ください。
- 峡南保健所が所在する南巨摩合同庁舎内（峡南地域県民センター）ではPOSレジの受付時間は午前9時から午後4時30分です。願書受付窓口の受付時間とは異なりますので、ご注意ください。
- 受験願書を受理したときは、令和8年11月30日(月)までに受験票を郵送しますので、受験票が12月4日(金)までに到着しないときは、山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当に電話で申し出てください。
- 受験願書提出後は試験の種類の変更はできません。
- 受験願書提出後、本籍・住所・氏名を変更した者は、直ちに届け出てください。
- 受験手数料は申し込みを取り消し又は受験しなかった場合でも返還はしません。
- 受験者対象の事前講習会は実施していません。

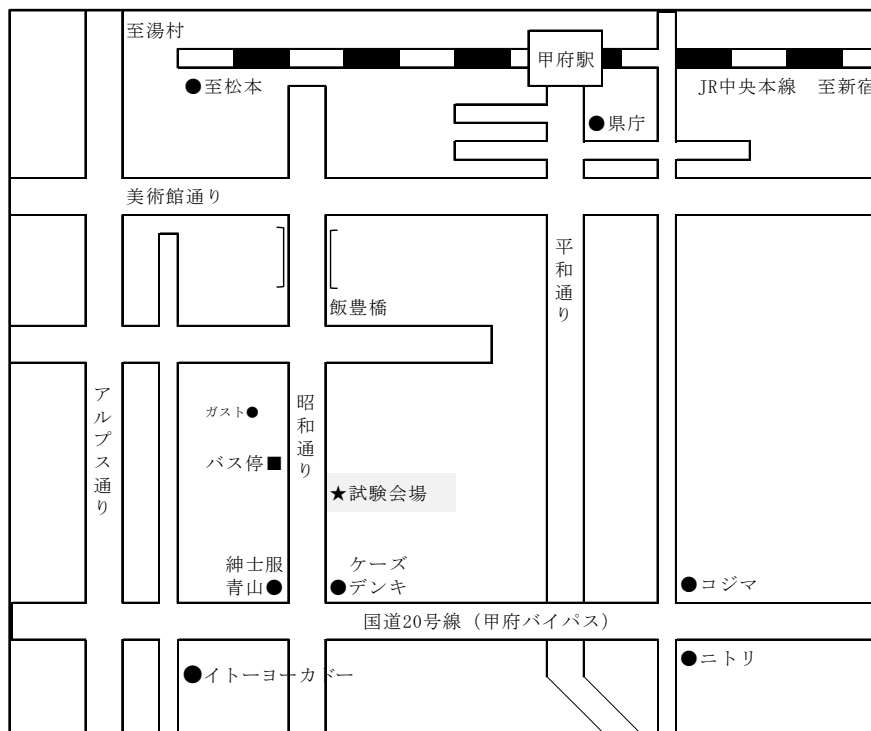
- ・ 身体に障害がある方で受験の時に配慮が必要な受験者については、受験願書提出までに、山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当へ電話でお申し出ください。
(☎055-223-1491)

(2) 試験

- ・ 受験票及び筆記用具（H B 鉛筆・プラスチック製消しゴム）は、試験当日必ず持参してください。
- ・ 試験中は、携帯電話の電源を切り、机の上に置いてください。
- ・ この試験についての問い合わせは、山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当（☎055-223-1491）にしてください。

11 試験場案内図

ジットプラザ



アクセス

- ・ JR 甲府駅南口から山梨交通バス（昭和バイパス経由）「山梨大学医学部附属病院」行き「沼川橋」下車約1分
- ・ JR 甲府駅からタクシーで約10分又は徒歩約30分
- ・ 試験会場に駐車場はありますが、数に限りがあり混雑が予想されますのでなるべく公共交通機関などをご利用ください。